

基本目標	(1)「自己実現できる」まちづくり
基本施策	②雇用・就労の促進
施策名	障害のある人の就労支援施設などの支援 <拡充>
施策内容	<p>就労訓練の場を提供している就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどの運営を支援します。</p> <p>また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。</p>
今年度事業実績	<p>障害のある人の経済的・社会的自立に向けた最初のステップとして、個々の課題に合わせて、就労移行支援・就労継続支援事業所や地域活動支援センターの活用をすすめている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所：2か所（平成30年4月～1か所減） ・就労継続支援A型事業所：4か所（平成29年度に1か所増） ・就労継続支援B型事業所：15か所（平成29年度に1か所増） ○地域活動支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営ができるよう補助金を交付（10か所、交付決定額60,371千円） ・交流会の開催：平成30年2月14日（水） <ul style="list-style-type: none"> 目的：センター間の交流により、センターの事業内容の充実及び職員の資質向上を図る 内容：各センターからの活動報告、グループワーク、パンフレットの内容修正について ○障害者就労施設等からの物品等の優先調達（下記項目について市ホームページにて公表） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等が取扱う物品等について ・府内各課の物品等の調達目標を取りまとめ、平成29年度の調達方針を策定 ・府内各課の平成28年度調達実績を取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> H27実績 物品：37件 668,152円、役務：7件 2,516,830円 合計：44件 3,184,982円 H28実績 物品：47件 630,594円、役務：9件 2,640,780円 合計：47件 3,271,374円 ○障害福祉事業所による市役所本庁舎での授産製品の販売 <ul style="list-style-type: none"> 11：00～13：00 週3日程度
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ・市内の就労移行支援事業所が減少しており、就労準備を高めるための評価を受けられる機会が減少している。 ・就労アセスメントができる事業所は、就労移行支援事業所であるため、平成30年4月から1か所となり、利用者の需要に応えられるか厳しい。 ○地域活動支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱に規定された「概ね10人以上」に満たない、利用者の少ない事業所があり、利用者増加について検討が必要。
来年度取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ・就労系障害福祉サービス事業所への市としての側面的支援を検討する。 ・就労移行支援事業所の減少については、障害者自立支援協議会と連携し、取組みを検討する。 ○地域活動支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの安定的な運営のため、補助金の交付を継続する。 ・地域活動支援センター交流会を開催する。 ○障害者就労施設等からの物品等の優先調達 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達を継続する。 ・取扱い物品、調達実績及び調達方針を市ホームページに公表する。

基本目標	(3)「いつどこでも相談できる」まちづくり
基本施策	①権利擁護の推進
基本施策の説明	<p>障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人が安心して地域で生活ができるよう、より一層、権利擁護の推進が必要になります。</p> <p>障害のある人の差別や虐待を防止するために、福祉サービスによる支援や関係機関との連携を図り、権利擁護を推進していきます。</p>
施策名	障害を理由とする差別の解消の推進 <新規>
施策内容	<p>出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。</p> <p>また、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。</p>
対象	市民
今年度事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の周知・啓発のため、市民ふれあいのつどいの参加者にパンフレットを配布するなど、関係課と連携し取り組んだ。 <p>市民ふれあいのつどい（生涯学習課主催）H29年11月26日開催：260部配布 人権研修会（生涯学習課講師派遣）H29年12月15日開催：30部配布</p> 市職員一人ひとりが障害のある方にとってどのような配慮が必要なのか理解を深めるため、各課から合理的配慮の提供事例を集約しているところであり、集約でき次第、全庁的に共有を図る。
課題	出前講座など申込みを待つだけではなく、効果的な周知・啓発の方法を検討することが必要
来年度取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座など申込みを待つだけではなく、効果的な周知・啓発の方法を検討する。 引き続き、障害者差別に関する情報や差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努める。 企業への周知啓発を行う。

基本目標	(3)「いつどこでも相談できる」まちづくり
基本施策	③障害の早期発見・早期対応
施策名	こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 <拡充>
施策内容	こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。
今年度事業実績	<p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達相談・心理相談等を定期的に開催 ・支援が必要な児童と保護者へは、関係機関との連携により、出来るだけ早期に適切な教室に結びつくよう支援 ・5歳児発達相談（年10回）の場に、こども育成課主事の同席を求めた。 <p>【こども支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や学校・園からの子どもの発達に関する相談支援、療育機関や医師と連携 発達相談件数 270件（来所234件、電話36件）、発達検査等 152件 ・学校・園からの相談を受けての訪問件数 402件 <p>【こども育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施（26園、124名） <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども支援センター、特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター、教育委員会、健康増進課による発達障害児等支援連絡会議を開催（H29年8、12月、H30年2月）
課題	<p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に課題のある児とその家族への支援へ個別性が高く、関係者での情報共有が必要となるが不十分な現状にあり、就園や就学時にスムーズな情報共有が必要。 <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児等支援連絡会議の内容がサポートファイルのみとなっており、支援に関する協議が行えていない。
来年度取組み方針	<p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援していく。 ・健診等で、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携し、児の発育・発達の異常や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努める。また、発達障害が疑われる児童に対しては、早期に療育等につながるよう、関係機関と連携していく。 ・5歳児発達相談を実施し、スムーズな就学に向けて、関係機関と連携し支援していく。 <p>【こども支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達相談、教育相談、学校・園訪問 ・異校（園）種間でサポートファイルや個別の教育支援計画等の確実な引継ぎ <p>【こども育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すくすく訪問支援事業、特別支援教育研修の実施 ・発達特性に合わせた配慮事項の保幼小連絡シートやサポートファイルによる確実な引継ぎ <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関の連携と情報共有を行うとともに、会議の在り方を検討する。 ・引き続き、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。

基本目標	(4)「地域で生活できる」まちづくり
基本施策	②精神保健施策の推進
施策名	地域移行・地域定着の推進 <拡充>
施策内容	<p>地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組みが円滑に実施できるよう支援します。</p> <p>また、身近な地域における社会参加や交流の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。</p>
今年度事業実績	<p>・医療機関や関係機関と連携し、円滑な地域生活への移行を図るための「精神障害者地域移行・地域定着戦略会議」に毎月参加し、各医療機関において長期入院されている方の状況確認や院内説明会などの取組みについて、情報共有を図った。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の支給実績 平成29年度：7人（1月末時点） 平成28年度：5人 ※ 地域移行支援：施設入所または精神科病院に入院している障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行など必要な支援を行う（給付決定期間6か月間） ・地域定着支援の支給実績 平成29年度：13人（1月末時点） 平成28年度：10人 ※ 地域定着支援：単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じたときに、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う（給付決定期間1年間）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・退院意欲のある患者の地域移行は進んだが、病棟での説明会などへの参加者も減少してきており、今後はより多くの課題を抱える患者になり、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。 ・市内の障害者対応のグループホームは常に満床状態であり、グループホームから一般住宅などへの地域移行が必要である。（単身生活へ移行するための中間施設としての機能もある）
来年度取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病床などからの地域生活への移行については、更なる支援機関との連携を図り、地域移行支援や地域定着支援のスムーズな利用につなげていく。 ・グループホームから一般住居への移行については、住まいの確保にかかる取組みとも関連付けて検討するとともに、地域生活に必要なサービスの提供について、個々のケースに応じて相談支援事業所と調整する。

基本目標	(5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり
基本施策	①福祉のまちづくり
施策名	住まいの確保 <新規>
施策内容	<p>障害のある人が円滑に住まいを確保することができるよう、公営住宅の空室活用及び公的保証人について検討するとともに、不動産業者等との連携に努めます。</p> <p>また、グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。</p>
今年度事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者・高齢者・生活困窮者の居住支援研修会」を平成30年3月1日（木）に開催 目的：居住支援が円滑に行われるため、支援策の構築に向けて関係者が理解を深める。 実施主体：兵庫県豊岡・朝来健康福祉事務所 共催：豊岡市及び豊岡市障害者自立支援協議会 参考者：不動産事業者、障害者相談支援事業所、医療機関、介護保険事業所等 内容 講演「障害者の居住支援の取り組みと支援体制の充実」 講師：阪井土地開発株式会社 代表取締役 阪井ひとみ氏 その他、但馬圏域における情報提供、取組みについての発表 市営久畠二ノ宮特定公共賃貸住宅を貸し出し、グループホーム事業の運営を支援 グループホーム新規開設サポート事業補助金交付決定 1件 市90,000円、県90,000円
課題	住まい確保のため、不動産業者との連携も必要と思われるが、どのようなネットワークを構築していくのか検討が必要。
来年度取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者である障害者等の住まいの確保及び入居後の生活を支援する仕組みづくりについて検討する。 グループホームの新規開設を支援する。 <p>【既存制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃債務保証制度 入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで入居を支援 (保証料は2年間の場合、月額家賃の35%、公営住宅は対象外) ひょうごあんしん賃貸住宅事業 高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の方々の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための事業（仲介を行う不動産業者1件、登録されている民間賃貸住宅はなし） 新たな住宅セーフティネット制度による取組み 民間賃貸住宅の登録制度、住宅確保用配慮者向け民間賃貸住宅供給促進計画、居住のマッチングなどの居住支援、登録住宅における改修や賃貸等の低廉化への支援 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援